

港北区 消費生活相談情報<速報値>

～令和3年9月 涼秋号～

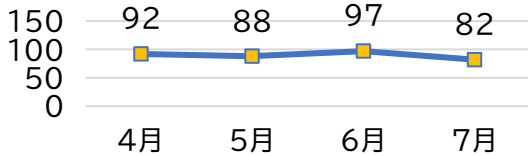
◇消費生活相談件数

	4月～7月
港北区	359
市内全体	4,633

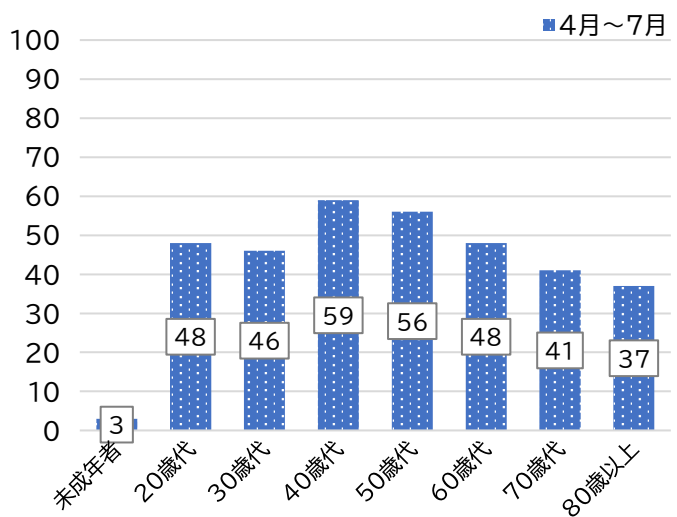
前年度相談件数	(参考値)
1,217	(参考値)
15,764	(参考値)



◇相談件数月別内訳

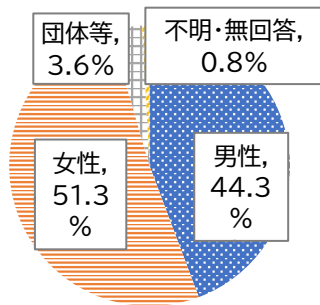


◇年代別件数



◇性別件数

※小数点第2位で四捨五入しているため割合の合計は100%にならない場合がある



◇商品・役務別内訳

1位	不動産貸借	33	8年居住した賃貸アパートを退去したが、高額な現状回復費用を請求され納得できない。全額支払わなければならないのか。
2位	工事・建築	19	「屋根の棟が剥がれている」と言って事業者が来訪した。対応した父が事業者の話を見て屋根工事の請負契約を交わしたが、高額なので解約したい。
3位	商品一般	10	携帯電話会社を名乗るEメールが届き、個人情報を入力したが、なりすましメールだと判った。今後の対処法を教えてください。
	インターネット接続回線	10	通信事業者の代理店から電話があり、光回線とプロバイダの月額料金が安くなるとプラン変更を勧められ承諾したが、実際は他社への乗換えの契約だったとわかった。解約したい。
	医療サービス	10	目の下のたるみを除去する美容医療の施術を受けたら、腫れと痛みと傷が残った。契約を解除して返金してほしい。
	役務その他サービス	10	パソコン利用中に突然警告表示が出たので慌てて画面に表示されていた電話番号に架電した。遠隔操作でウイルス除去をされると言われ、高額な費用を請求された。

◇相談事例

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使えらる」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。事業者による勧誘・契約は10月前後の秋台風シーズンに増加する傾向があり、この時期は特に注意が必要です。

・契約は慎重に

工事の必要がある場合は、複数社から相見積もりをとり、慎重に判断しましょう。

・保険申請代行や保険申請サポート契約には要注意

高額な代行手数料やキャンセル料を請求されるトラブルも多数発生しています。

・クーリング・オフは8日以内

要請していないのに、突然来訪してきた事業者と契約した場合は、クーリング・オフすることができます。



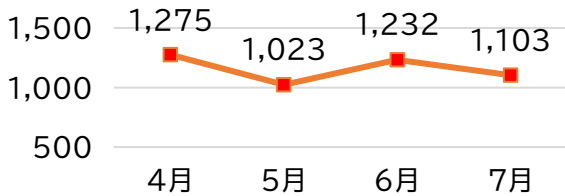
横浜市 消費生活相談情報<速報値> ~令和3年9月 涼秋号~



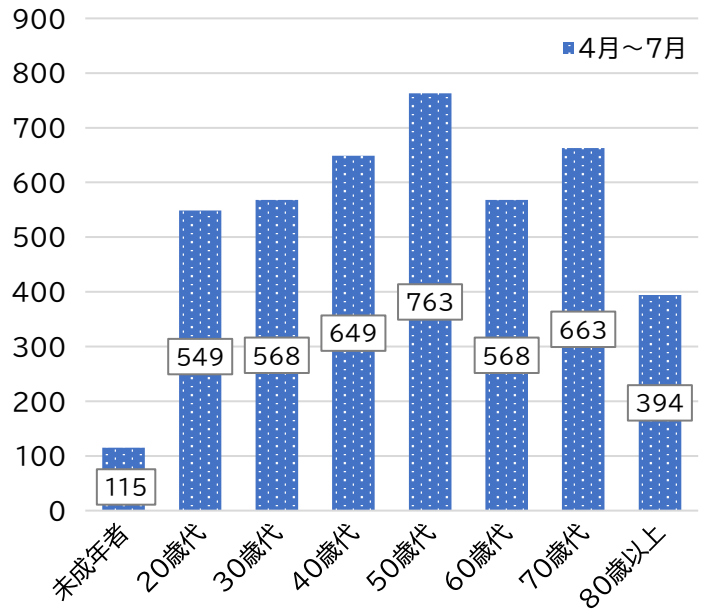
◇消費生活相談件数

	4月～7月	前年度相談件数	
市内全体	4,633	15,764	(参考値)

◇相談件数月別内訳

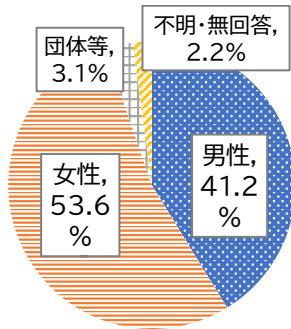


◇年代別件数



◇性別件数

※小数点第2位で四捨五入しているため割合の合計は100%にならない場合がある



◇年代別上位5品目 商品・役務別内訳

順位	未成年者	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 20	不動産貸借 52	不動産貸借 73	商品一般 47	健康食品 36	商品一般 38	商品一般 72	工事・建築 60
2位	他の化粧品 15	他の娯楽等情報配信サービス 31	商品一般 18	不動産貸借 43	商品一般 33	工事・建築 36	工事・建築 66	修理サービス 22
3位	健康食品 8	エステサービス 28	工事・建築 17	工事・建築 33	不動産貸借 31	健康食品 24	携帯電話サービス 23	商品一般 役務その他サービス
4位	基礎化粧品アダルト情報 5	電気 22	修理サービス 16	健康食品 26	インターネット接続回線 25	不動産貸借 携帯電話サービス	役務その他サービス 22	20
5位		異性交際関連サービス 19	インターネット接続回線 15	修理サービス インターネット接続回線 15	工事・建築 24	20	健康食品 19	新聞 17

商品一般…商品の特定ができない相談や、身の覚えのない架空請求(はがき)等に関するもの **健康食品**…酵素食品、高麗人参茶等の定期購入等に関するもの **他の化粧品**…化粧石鹸、歯みがき粉、マニキュア、脱毛剤等に関するもの **基礎化粧品**…化粧水、乳液、化粧クリーム、パック、洗顔クリームに関するもの **不動産貸借**…賃貸住宅退去時の修繕費等に関するもの **工事・建築**…屋根工事・増改築工事・衛生設備工事等に関するもの **他の娯楽等情報配信サービス**…副業関連の情報教材等コンテンツ配信サービスに関するもの **役務その他サービス**…サービス業のうち「金融・保険」「運輸・通信」「教育」「教養・娯楽」「保健・福祉」「外食・食宅宅配」「冠婚葬祭」「家事」等のサービスに該当しない役務に関するもの

発行元:横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 ☎045-845-6666

平日9時から18時/土曜・日曜9時から16時45分